

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月19日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明						
<p>第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（期末手当）</p>	<p>第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（期末手当）</p>	<p>字句の改正</p>						
<p>第23条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、<u>国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定める。</u></p>	<p>第23条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、<u>次項及び第4項に規定する期末手当基礎額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>字句の改正</p>						
	<table border="1" data-bbox="715 1861 1139 1966"> <thead> <tr> <th data-bbox="715 1861 874 1912">職員の区</th> <th colspan="2" data-bbox="874 1861 1139 1912">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="715 1912 874 1966">分</td> <td data-bbox="874 1912 1007 1966">6月に</td> <td data-bbox="1007 1912 1139 1966">12月に</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区	割合		分	6月に	12月に	<p>表の追加</p>
職員の区	割合							
分	6月に	12月に						

	支給する 場合	支給する 場合
給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級以下である職員（再任用職員を除く。）	100分の120	100分の120
給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（再任用職員を除く。）	100分の90	100分の90
再任用職員	100分の67.5	100分の67.5

3及び4（略）

別表第3（第3条関係）

ア（略）

イ 行政職給料表(2)等級別基準職務表

職務	基準となる職務
----	---------

3及び4（略）

別表第3（第3条関係）

ア（略）

イ 行政職給料表(2)等級別基準職務表

職務	基準となる職務
----	---------

の 級		の 級		字句の改正
1 級	<u>2 級又は3 級に属 さない職員の職務</u>	1 級	<u>定型的な業務又は 相当高度の技能若 しくは経験を必要 とする業務を行う 職務</u>	
2 級及び3 級 (略)		2 級及び3 級 (略)		

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第23条第2項及び次項の規定は、令和3年12月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

- 2 令和3年12月に支給する期末手当に係る改正後の第23条第2項の規定の適用については、同項の表再任用職員の項中「100分の67.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

(提案理由)

期末手当の支給月数を規定するほか、所要の改正をするものである。